

(仮称) 豊岡町複合施設再編整備事業
落札者の決定に関する報告書

令和8年8月6日

横 浜 市

はじめに

横浜市（以下「本市」という。）は、（仮称）豊岡町複合施設再編整備事業（以下「本事業」という。）に関して、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に則して、入札手続き及び審査を行い、落札者を決定した。

本書は、本事業に関する入札公告から落札者決定までの経過と審査の結果について公表するものである。

令和 8 年 8 月 6 日

目 次

1. 事業内容	1
1.1. 事業名称	1
1.2. 公共施設等の管理者の名称	1
1.3. 事業の目的	1
1.4. 事業内容	1
2. 審査の方法	5
2.1. 最優秀提案者の選定方法	5
2.2. 横浜市民間資金等活用事業審査委員会による審査	5
2.3. 審査委員会事務局	5
2.4. 審査の方法	5
2.5. 落札者決定の手順	6
2.6. 審査の手順	7
3. 総合評価点の内容	9
3.1. 総合評価点の配点方針	9
3.2. 審査項目及び配点	9
3.3. 性能点の得点化方法	10
3.4. 価格点の得点化方法	10
3.5. 総合評価点の得点化方法	10
4. 審査の経緯及び審査委員会の開催	11
4.1. 審査の経緯	11
4.2. 審査委員会の開催	11
5. 審査結果	12
5.1. 入札参加資格確認審査	12
5.2. 入札書及び入札時必要書類の確認	12
5.3. 基礎審査	12
5.4. 性能の評価（性能点の算出）	12
5.5. 入札価格の確認及び価格点の算出	14
5.6. 総合評価点の算出及び最優秀提案者の選定	14
5.7. 落札者の決定	15
6. 今後の予定	17

1. 事業内容

1.1. 事業名称

(仮称) 豊岡町複合施設再編整備事業

1.2. 公共施設等の管理者の名称

横浜市長 山中 竹春

1.3. 事業の目的

豊岡小学校は、大正時代に現在の場所に設置され、100 年間の長い期間をかけて地域に根差し、地域の方々の思い入れがある施設である。

現在の豊岡小学校の学校施設は、老朽化が進み、教室数の確保などの課題もあることから、建替えにより、教育環境の向上を図ることとしている。

この機会を捉え、豊岡小学校の周辺の鶴見図書館、鶴見保育園、つまみ区民活動センター、鶴見区地域子育て支援拠点と併せて再編整備することで、新たに、子育て世代の皆様がこの地域で安心して子育てができると感じる場、年齢、国籍、障害の有無等を問わずどなたでも子どもから高齢者まで安心してつどい、豊かな時間を過ごすことができる場、生涯学習や地域活動を行うことができる魅力的な場、地域の方々の多様な思いが込められた新しいコミュニティの場の提供を目指す。

また、豊岡小学校が立地する場所は、駅や商店街に近接する利便性の高い場所にあるため、公共施設の複合化に加え、民間事業者のアイデアやノウハウを活用することや、一部民間機能等も導入することで、より良い市民サービスの提供や、将来にわたる地域の活力向上、賑わい形成に寄与する施設を整備する。

(仮称) 豊岡町複合施設再編整備事業では、各公共施設の機能を高め、効率的な整備運営を進めつつ、小学校単独の建替えでは成しえない相乗効果や新たな価値を生み出し、地域の活性化や魅力向上を図ることを事業の目的とする。

1.4. 事業内容

1.4.1. 事業の概要

本事業では、次の機能を有する複合棟、体育館棟、校庭、駐輪場及び駐車場（以下「本施設」という。）について、PFI 法に基づく特定事業として、PFI 事業者により整備及び一部運営を行う。

区分	棟構成・エリア区分		機能区分
建物	複合棟	小学校エリア	小学校
			放課後キッズクラブ
			日本語教室

		保育所エリア	保育所
			園庭
		市民利用施設エリア	図書館
			区民活動センター
			地域子育て支援拠点
	体育館棟		小学校
外構	校庭		小学校
	駐輪場		—
他	駐車場（独立採算事業）		—

※ PFI 事業者

PFI 事業を実施することを目的として、会社法（平成 17 年法律 86 号）に定める株式会社として落札者が設立する特別目的会社（SPC）をいい、PFI 法第 8 条第 1 項の規定により特定事業を実施する者として選定された者をいう。

1.4.2. 業務内容

PFI 事業者が、本事業を特定事業として実施する業務範囲は、次のとおりである。

(1) 共通

- a 統括管理業務
 - (a) 統括マネジメント業務
 - (b) 総務・経理業務
 - (c) 事業評価業務
 - (d) 国庫補助金等関連業務

(2) 設計・建設段階

- a 設計業務
 - (a) 事前調査業務
 - (b) 各種関係機関等との協議・調整業務
 - (c) 設計及び関連業務
 - (d) 国庫補助金等申請補助業務
 - (e) 会計検査等対応業務
- b 建設業務
 - (a) 建設業務及びその関連業務
 - (b) 現豊岡小学校の解体撤去業務
 - (c) 什器備品調達・設置業務
 - (d) 国庫補助金等申請補助業務

- (e) 会計検査等対応業務
- c 工事監理業務
 - (a) 工事監理業務

(3) 維持管理・運営段階

- a 開業準備業務
 - (a) 引越し支援業務
 - (b) 事前広報・機運醸成業務
 - (c) オペレーション整備業務
 - (d) 開業イベントの企画運営業務
- b 維持管理業務
 - (a) 建築物保守管理業務
 - (b) 建築設備保守管理業務
 - (c) 外構管理業務
 - (d) 植栽維持管理業務
 - (e) 清掃業務
 - (f) 環境衛生管理業務
 - (g) 什器備品等管理業務
 - (h) 安全管理業務
 - (i) 修繕業務
- c 運営業務
 - (a) 総合受付業務
 - (b) 学び・体験・交流・賑わい創出業務（複合施設間連携・協働・共創推進業務）
 - (c) 図書館窓口業務
 - (d) 予約管理の仕組み及び情報管理ツールの整備運用業務
 - (e) 広報プロモーション業務
 - (f) 飲食機能業務（独立採算事業）
 - (g) 駐車場管理運営業務（独立採算事業）

1.4.3. 事業方式

本事業は、PFI 事業者が本施設の設計業務、工事監理業務及び建設業務を行った後、市に所有権を移転し、事業期間を通じて、PFI 事業者が開業準備業務、維持管理業務及び運営業務を行う BT0 (Build-Transfer-Operate) 方式とする。

1.4.4. 事業期間

設計・建設期間を含み、事業契約の締結から事業終了までを事業期間と定義し、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき市と PFI 事業者の間で締結する事業契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和 29 年 3 月末までの約 20 年間とする。

1.4.5. 事業主体等

本事業の事業主体の役割を担う民間事業者は、すくなくとも次に掲げる企業から構成されるものとする。

(1) 設計企業

PFI 事業者が、設計業務の全部又は一部を委託し、又は請け負わせる構成員や協力会社をいう。

(2) 建設企業

PFI 事業者が、建設業務の全部又は一部を請け負わせる構成員や協力会社をいう。

(3) 工事監理企業

PFI 事業者が、工事監理業務の全部又は一部を委託し、又は請け負わせる構成員や協力会社をいう。

(4) 維持管理企業

PFI 事業者が、維持管理業務の全部又は一部を委託し、又は請け負わせる構成員や協力会社をいう。

(5) 運営企業

PFI 事業者が、運営業務及び開業準備業務の全部又は一部を委託し、又は請け負わせる構成員や協力会社をいう。

2. 審査の方法

2.1. 最優秀提案者の選定方法

本事業を実施するPFI事業者には、設計、建設、工事監理、開業準備、維持管理及び運営等の各業務を通じて、広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められる。

そのため、本事業を実施する事業者の選定は総合評価一般競争入札方式によるものとし、入札参加者の中から最優秀提案者を選定することとした。

2.2. 横浜市民間資金等活用事業審査委員会による審査

最優秀提案者の選定にかかる審査は、審査の公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため設置している、学識経験者等で構成する「横浜市民間資金等活用事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において行った。

審査委員会の委員については、次の6名で構成される。

	氏名	所属・役職
委員長	齋藤 真哉	横浜国立大学 名誉教授
委員	芦谷 典子	東洋大学大学院 経済学研究科公民連携専攻 教授
委員	小泉 公乃	筑波大学 図書館情報メディア系 教授
委員	長澤 悟	東洋大学 名誉教授
委員	原 悦子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士
委員	山口 直也	青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科 教授

（備考：敬称略、委員長以外は五十音順）

2.3. 審査委員会事務局

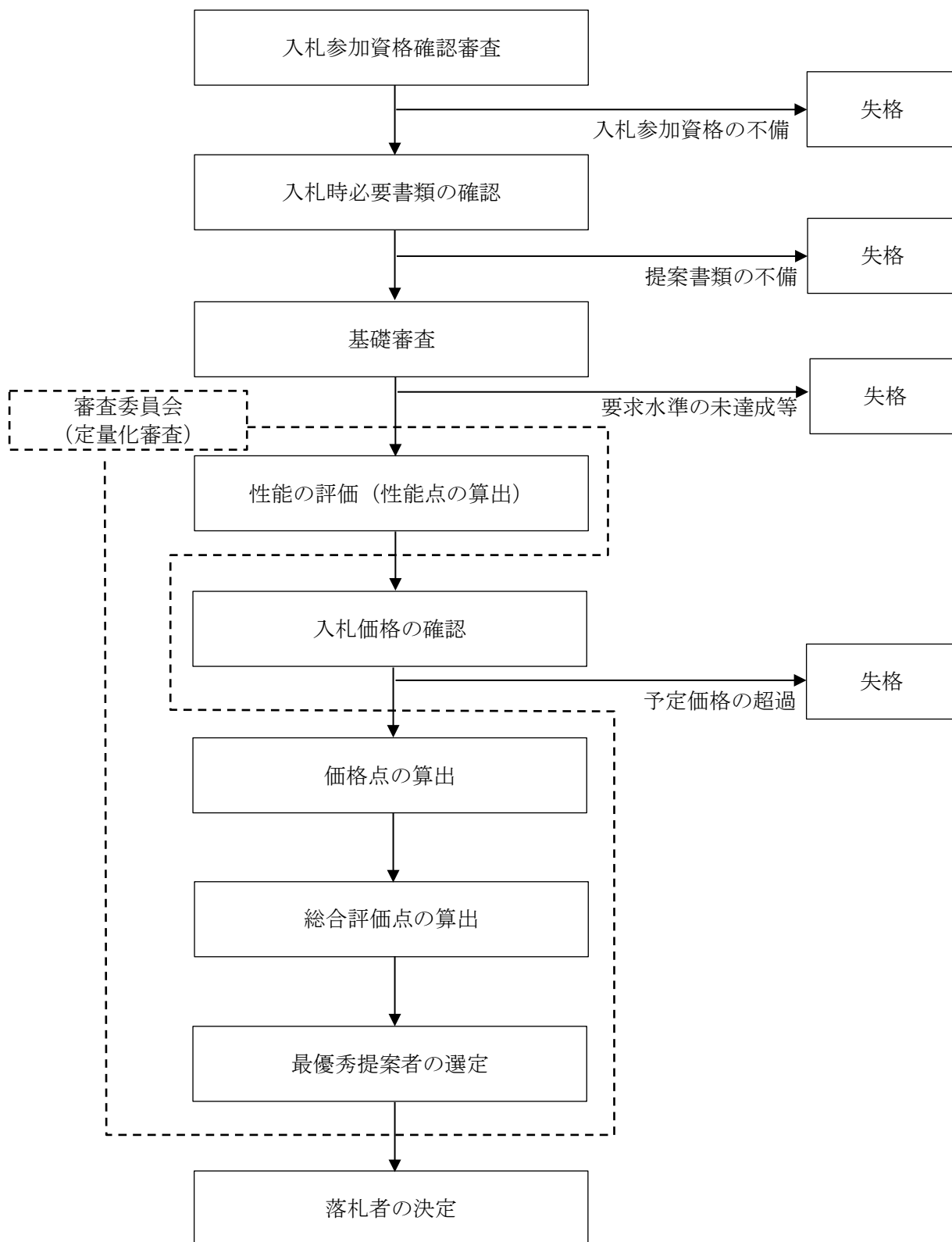
審査委員会の事務局は、横浜市行財政局ファシリティマネジメント推進課である。

2.4. 審査の方法

審査委員会は、本事業の入札説明書の付属資料3「落札者決定基準」に従い、審査を行った。

2.5. 落札者決定の手順

落札者決定は、次の手順で行った。



2.6. 審査の手順

審査は、次の手順で行った。

2.6.1. 入札参加資格確認審査

(1) 入札参加資格確認審査に関する提出書類の確認

市は、入札参加者に求めた入札参加資格確認審査に関する提出書類がすべて揃っていることを確認した。

書類不備の場合は、失格とすることとした。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではない。

(2) 入札参加資格確認審査

市は、入札参加者から入札参加資格確認申請書と同時に提出される入札参加資格確認に関する書類をもとに、入札参加者が入札公告時に示した入札参加資格を具備しているか確認した。

入札参加資格を確認できない場合は、失格とすることとした。

2.6.2. 入札時必要書類の確認

市は、入札参加者に求めた入札時必要書類がすべて揃っていることを確認した。

書類不備の場合は、失格とすることとした。

2.6.3. 基礎審査

市は、入札参加者から提出された提案書類の各様式に記載された内容が、入札説明書等に記載された要件を満たしていること、及び要求水準書において定める性能や仕様等の水準を満たしていることを確認した。

これらの要件又は水準を明らかに満たしていないと判断された場合は、その入札参加者は失格とすることとした。

2.6.4. 性能の評価（性能点の算出）

基礎審査において、要件を満たしていると認められた入札参加者の提案のうち性能について、審査委員会において評価を行った。

この性能の評価においては、入札参加者から提出された提案書類の各様式に記載された内容を、別紙に示す審査項目ごとの視点から審査を行い、審査項目ごとに得点を付与し、「性能点」を算出した。

2.6.5. 入札価格の確認

市は、入札参加者が提出する入札書に記載された入札価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が、予定価格の範囲内であることを確認した。

予定価格を超える場合は失格とすることとした。

2.6.6. 価格点の算出

入札価格に基づき算出された得点を「価格点」とした。

2.6.7. 総合評価点の算出

審査委員会は、各入札参加者の性能点及び価格点の合計点数を「総合評価点」として算出した。

2.6.8. 最優秀提案者の選定

審査委員会は、各入札参加者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者を選定した。

なお、総合評価点の最も高い提案を提出した者が2人以上ある場合は、入札価格が最も低い提案を行った者を最優秀提案者とした。

入札価格が同額の場合は、当該者にくじを引かせ、当選者を最優秀提案者とした。その場合に、当該者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない市の職員が代わりにくじを引くこととした。

2.6.9. 落札者の決定

市は、審査委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定した。

3. 総合評価点の内容

3.1. 総合評価点の配点方針

性能点と価格点のウェイトは、8：2とした。

各配点は、市が本事業において期待する事項の必要性及び重要性を勘案して設定した。

3.2. 審査項目及び配点

性能点及び価格点の審査項目及び配点は、次のとおりとした。

審査項目		配点
I	性能点	800 点
1	事業全体の取組方針に関する事項	50 点
	基本的な考え方、コンセプト	50 点
2	PFI 事業の安定性に関する事項	50 点
	業務遂行体制	20 点
	資金調達・収支計画	10 点
	リスク対策・事業継続性	10 点
	セルフモニタリング	10 点
3	施設整備の全体計画に関する事項	160 点
	整備方針	30 点
	意匠計画	30 点
	全体施設配置・空間構成の考え方／全体動線計画／セキュリティ計画	30 点
	防災・防犯等安全性への配慮	20 点
	ユニバーサルデザイン	20 点
	環境への配慮	30 点
4	施設整備の個別計画に関する事項	160 点
	複合棟（小学校エリア）、体育館、校庭	40 点
	複合棟（保育所エリア）	30 点
	複合棟（市民利用施設エリア）	70 点
	駐車場	10 点
	外構	10 点
5	設計業務に関する事項	10 点
	施設利用者との協議・調整	10 点
6	建設・工事監理業務に関する事項	45 点
	工程計画	20 点
	工事期間中の安全、環境、学習等への配慮及びマネジメント上の工夫	25 点
7	維持管理業務に関する事項	40 点
	建物保守管理、設備保守管理、修繕	20 点
	外構管理、植栽維持管理、清掃、環境衛生、什器備品保守管理、安全管理	20 点
8	運営業務に関する事項	185 点
	開業準備業務	15 点
	総合受付	20 点
	連携・協働・共創推進	80 点
	図書館窓口	30 点
	予約管理、広報プロモーション	20 点

	飲食機能	20 点
9	自主事業に関する事項	20 点
	—	20 点
10	まちづくりに関する事項	80 点
	まちづくりと地域の賑わいづくりへの貢献	10 点
	地域経済への貢献	70 点
Ⅱ 価格点		200 点
総合評価点 合計（Ⅰ＋Ⅱ）		1,000 点

3.3. 性能点の得点化方法

性能点は、入札参加者の提案内容を、別紙に示す審査の視点から、審査項目（小項目）ごとに評価・得点化した上で、付与した各得点を合計し、算出した。

評価は、A～Eの5段階による絶対評価とする。各評価ランクの判断基準及び得点化方法は、次表のとおりとした。

評価	判断基準	得点化方法
A	提案内容が特に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間	配点×0.75
C	提案内容が優れている	配点×0.50
D	CとEの中間	配点×0.25
E	要求水準の規定どおり	配点×0.00

3.4. 価格点の得点化方法

価格点は、以下の算定式により算出した。

なお、下記の算定で用いる入札価格は、入札書（様式 3-1）に記載されている入札価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、現在価値化は行わないこととした。

$$\text{価格点} = (\text{最も低い入札価格} \div \text{各入札参加者の入札価格}) \times \text{価格点の配点 (200 点)}$$

3.5. 総合評価点の得点化方法

総合評価点は、以下の算定式により算出した。

$$\text{総合評価点} = \text{性能点} + \text{価格点}$$

4. 審査の経緯及び審査委員会の開催

4.1. 審査の経緯

表 審査の経緯

令和7年	9月24日	入札公告
	10月10日～ 10月15日	入札説明書等に関する質問受付
	11月20日	入札説明書等に関する質問に対する回答及び公表
	11月26日～ 12月5日	資格審査書類の受付及び審査
	12月25日	入札説明書等に関する対話（第1回）の実施
令和8年	1月27日	入札説明書等に関する対話（第1回）の実施結果公表
	2月26日	入札説明書等に関する対話（第2回）の実施
	3月13日	入札説明書等に関する対話（第2回）の実施結果公表
	3月26日	入札説明書等に関する対話（第3回）の実施
	4月13日	入札説明書等に関する対話（第3回）の実施結果公表
	4月27日	入札提出書類の提出期限
	6月29日	提案書に対する事業者ヒアリング及びプレゼンテーション

4.2. 審査委員会の開催

表 審査委員会の開催

開催日	審議内容
令和7年1月27日（月）	1 実施方針の検討について
令和7年7月15日（火）	1 特定事業の選定の検討について 2 落札者選定基準の検討について 3 民間事業者の募集要項等の検討について
令和8年6月29日（月）	1 民間事業者による提案書等の審査及び優秀提案者の選定について

5. 審査結果

5.1. 入札参加資格確認審査

5.1.1. 入札参加表明書及び入札資格確認申請書の確認

令和7年9月24日に入札公告した本事業は、1者の入札参加希望者から入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書が提出された。本市は、入札参加者に求めた入札参加資格確認審査に関する提出書類がすべて揃っていることを確認した。

5.1.2. 入札参加資格確認審査

本市は、入札参加者から入札参加資格確認申請書と同時に提出される入札参加資格確認審査に関する書類をもとに、1者の入札参加者が入札公告時に示した入札参加資格を具備していることを確認した。

5.1.3. 入札参加資格確認結果の通知

本市は、令和7年12月5日に入札参加資格確認結果通知書を入札参加希望者に通知した。

なお、入札説明書に定める入札参加資格を有することを確認した1者の入札参加希望者に提案者記号（「25」グループ）を無作為に設定し、企業名等を伏せてその後の審査を行った。

5.2. 入札書及び入札時必要書類の確認

本市は、「25」グループから提出された入札時必要書類（入札及び提案書類）について、入札説明書において入札参加者に提出を求めた書類がすべて揃っていることを確認した。

5.3. 基礎審査

本市は、「25」グループから提出された提案書類の各様式に記載された内容が、入札説明書等に記載された要件を満たしていること、及び要求水準書において定める性能や仕様等の水準を満たしていることを確認した。

5.4. 性能の評価（性能点の算出）

提案の審査に先立ち、「25」グループの事業計画に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施した。

提案の審査においては、「25」グループから提出された提案書類の各様式に記載された内容を、審査項目ごとの視点から審査を行い、得点を付与し、審査委員会は提案内容に関する意見交換、議論を行った。審査委員会は、これらを踏まえ、「25」グループの提案書の評価を実施し、性能点を決定した。

表 性能点の得点結果

審査項目	配点	「25」グループ	
		評価 ランク	性能点 得点
1 事業全体の取組方針に関する事項	50 点	—	25.0 点
基本的な考え方、コンセプト	50 点	C	25.0 点
2 PFI 事業の安定性に関する事項	50 点	—	25.0 点
業務遂行体制	20 点	C	10.0 点
資金調達・収支計画	10 点	C	5.0 点
リスク対策・事業継続性	10 点	C	5.0 点
セルフモニタリング	10 点	C	5.0 点
3 施設整備の全体計画に関する事項	160 点	—	72.5 点
整備方針	30 点	C	15.0 点
意匠計画	30 点	D	7.5 点
全体施設配置・空間構成の考え方／全体動線計画／セキュリティ計画	30 点	C	15.0 点
防災・防犯等安全性への配慮	20 点	C	10.0 点
ユニバーサルデザイン	20 点	C	10.0 点
環境への配慮	30 点	C	15.0 点
4 施設整備の個別計画に関する事項	160 点	—	80.0 点
複合棟（小学校エリア）、体育館、校庭	40 点	B	30.0 点
複合棟（保育所エリア）	30 点	D	7.5 点
複合棟（市民利用施設エリア）	70 点	C	35.0 点
駐車場	10 点	D	2.5 点
外構	10 点	C	5.0 点
5 設計業務に関する事項	10 点	—	2.5 点
施設利用者との協議・調整	10 点	D	2.5 点
6 建設・工事監理業務に関する事項	45 点	—	22.5 点
工程計画	20 点	C	10.0 点
工事期間中の安全、環境、学習等への配慮及びマネジメント上の工夫	25 点	C	12.5 点
7 維持管理業務に関する事項	40 点	—	10.0 点
建物保守管理、設備保守管理、修繕	20 点	D	5.0 点
外構管理、植栽維持管理、清掃、環境衛生、什器備品保守管理、安全管理	20 点	D	5.0 点
8 運営業務に関する事項	185 点	—	117.5 点
開業準備業務	15 点	C	7.5 点
総合受付	20 点	C	10.0 点
連携・協働・共創推進	80 点	B	60.0 点
図書館窓口	30 点	C	15.0 点
予約管理、広報プロモーション	20 点	B	15.0 点
飲食機能	20 点	C	10.0 点
9 自主事業に関する事項	20 点	—	5.0 点
—	20 点	D	5.0 点
10 まちづくりに関する事項	80 点	—	60.0 点
まちづくりと地域の賑わいづくりへの貢献	10 点	B	7.5 点
地域経済への貢献	70 点	B	52.5 点
性能点 合計	800 点	—	420.0 点

5.5. 入札価格の確認及び価格点の算出

5.5.1. 入札価格の確認

本市は、令和8年6月29日に開札を行い、入札のあった「25」グループの入札書に記載された入札価格が予定価格（18,996,060,000円）の範囲内であることを確認した。

5.5.2. 価格点の算出

価格点を、「25」グループの入札価格をもとに、以下の算式により算出した。

なお、価格点は、算出された点数の小数点以下第3位を四捨五入した数値とする。

価格点＝（最も低い入札価格÷各入札参加者の入札価格）×価格点の配点（200点）

最も低い入札価格＝18,996,060,000円

表 価格点の得点結果

	入札価格	価格点得点
「25」グループ	18,996,060,000円	200.00点

5.6. 総合評価点の算出及び最優秀提案者の選定

5.6.1. 総合評価点の算出

審査委員会は、性能点及び価格点をもとに、以下の算定式により算出した。

総合評価点＝性能点＋価格点

表 総合評価点の得点結果

	性能点	価格点	総合評価点
「25」グループ	420.00点	200.00点	620.00点

5.6.2. 最優秀提案者の選定

以上の手続きの結果、審査委員会は、総合評価点が最も高い「25」グループの提案を最優秀提案とし、「25」グループを最優秀提案者として選定した。

以下、審査委員会からの総評である。

《 審査委員会の総評 》

選定された提案は、以下の点において優れていると評価します。

複合施設に含まれるそれぞれの施設に係る制約を踏まえながら、施設内での安全・防犯についても考慮した設計の提案である点、並びにそれぞれの各施設の目的に即した動線の確保や複数の施設の連携及びそこに集う人たちの交流を強く意識した企画により、

複合施設としての魅力を引き出し、当該地域のシンボリックな存在となることを目指した提案である点は高く評価できる。

なお、本事業をより良いものとしていくために、今後、市が落札者グループと共に事業を実施していくにあたり、さらなる具体化等が望まれる事項があると考え、本委員会からは、次の意見を付すこととします。

<意 見>

市と落札者グループは、本事業の目的実現に向けて、相互理解と対等なパートナーシップの下に協力し合い、入札条件に即して、以下の項目に関して努力すること。

- 抽象的なコンセプトをその実施内容と結びつけて具体化すること
- 具体化のなかで、利用者の特性に応じたより高い安全性を目指したセキュリティ・システムや動線、設備や設計を検討すること
- 複合施設を訪れる様々な利用者に対して円滑に対応できる体制を構築するとともに、運営体制の実効性を向上させるための専門性を持った人材を確保し、運営方法を明確化すること

5.7. 落札者の決定

本市は、審査委員会の選定結果をもとに、最優秀提案者（「25」グループ）である「未来を紡ぐ・豊岡グループ」を落札者として決定した。

5.7.1. 落札者名

未来を紡ぐ・豊岡グループ

表 構成企業一覧

参加区分	商号又は名称	本事業における役割
構成企業 (代表企業)	佐藤工業株式会社横浜営業所	建設企業
構成企業	奈良建設株式会社	建設企業
構成企業	三洋装備株式会社	維持管理企業
構成企業	株式会社有隣堂	運営企業
構成企業	プロジェクトブレイン株式会社	SPC 統括管理企業
協力企業	株式会社奥野設計	設計企業
協力企業	パシフィックコンサルタンツ株式会社 横浜事務所	設計企業

5.7.2. 提案の概要

落札者の提案の概要は、「事業提案書の概要（公表用）」（様式 8-1）のとおり。

5.7.3. VFM評価

落札者の入札価格を基にしたVFM評価は、以下のとおり。

表 落札者の入札価格を基にしたVFM評価

P S C (現在価値ベース)	P F I－L C C (現在価値ベース)	V F M (金額)	V F M (割合)
15,707 百万円	15,360 百万円	347 百万円	約 2.2%

6. 今後の予定

表 今後の予定

令和 8 年 10 月	事業者との事業契約の仮契約の締結
令和 8 年 12 月	事業契約に係る議会議決（本契約の締結）
令和 8 年度	設計業務着手
令和 10 年度	建設工事着手
令和 12 年度	複合棟の整備完了、供用開始
令和 15 年度	体育館棟の整備完了、供用開始